

各 介護サービス事業所 開設法人代表者 様  
各 介護サービス事業所 管理者 様

北九州市保健福祉局地域福祉部長 武田 信一

### 介護サービス事業所における利用者の金銭の適切な管理について (注意喚起)

平素より、本市の保健福祉行政の推進にご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、本年1月に、介護サービス事業所を運営する法人の代表者が、利用者のキャッシュカードを使い高額の現金を引き出したとして、窃盗容疑で逮捕、起訴される不祥事が発生しました。また、他の事業所においても、職員による不適切な金銭管理が行われた事例がありました。

利用者の金銭管理については、利用者又は家族等により行われることを基本としますが、利用者の判断で適切に管理できず、家族等による管理も困難な場合は、専門機関の金銭管理サービスや成年後見制度を活用する等、利用者の財産を保護するため、適切な方法をご検討いただくようお願いいたします。

なお、やむを得ない事情により、利用者又は家族等からの依頼において、事業所が金銭管理を行う場合は、次の枠内の事項を遵守する等、適切にご対応いただくようお願いいたします。

また、利用者の権利擁護について、改めて全職員に研修等を通じて周知し、不祥事防止に向け法人内部の管理体制を一層強化されますようお願い申し上げます。

#### 【やむを得ず事業所が金銭管理を行う場合】

- 責任者及び補助者が選定され、印鑑と通帳が別々に保管されていること
- 適切な管理の確認が複数の者により常に行える体制で出納事務が行われること
- 入所者等との保管依頼書（契約書）、個人別出納台帳等、必要な書類を備えていること

#### 【担 当】

北九州市 保健福祉局 地域福祉部  
介護保険課 事業者支援係

TEL : 093-582-2771